

所管事務調査について

地方自治法第109条第2項の規定に基づき、次のとおり所管事務調査を行う。

令和5年6月27日

宗像市議会議長 神谷 建一 様

提出者 宗像市議会議員 新留久味子
賛成者 宗像市議会議員 石松 修
賛成者 宗像市議会議員 福田 昭彦
賛成者 宗像市議会議員 吉田 剛
賛成者 宗像市議会議員 笠井香奈枝
賛成者 宗像市議会議員 上野 崇之

記

1 調査目的 社会常任委員会の所管に属する事務の調査及び資料の収集を行い、今後の委員会活動に活用するため。

2 調査者 社会常任委員会委員 6人

3 調査先及び調査事項

| 調査先 | 調査事項 |
|---------|---------------------------|
| 広島県 福山市 | 妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援について |
| 岡山県 総社市 | 障がい者千五百人雇用事業について |
| 広島県 尾道市 | ブルーカーボン・オフセット事業について |

4 調査期間 令和5年7月11日（火）から
令和5年7月13日（木）まで 3日間

5 調査方法 社会常任委員会による出張調査

6 予算 600千円（1人あたり100千円）